

JOYO BANK NEWS LETTER

2025年5月7日

【法人決済デジタル化】 “手形帳・小切手帳”買戻しキャンペーンの実施について

常陽銀行（頭取 秋野 哲也）は、手形帳・小切手帳の未使用用紙を期間限定で買戻しを行う「手形帳・小切手帳”買戻しキャンペーン」を実施しますので、下記のとおりお知らせします。

当行では、政府の「成長戦略実行計画」および全国銀行協会の自主行動計画に明示された「2026年度末までに電子手形交換所での手形・小切手の交換枚数をゼロにする」という目標に向け、決済のデジタル化を前倒しで進めるべく、セミナーを開催するなど様々な取り組みを行ってまいりました。本キャンペーンは、その一環として実施するものです。

当行およびめぶきフィナンシャルグループは、「地域とともにあゆむ価値創造グループ」を長期ビジョンに掲げ、今後ともステークホルダーの皆さまの課題に寄り添い、ともにあゆみ解決することで、新たな価値を創り続け地域社会の持続的成長に貢献してまいります。

※ 当行では、2025年12月30日をもって紙の手形や小切手の発行を終了いたします。詳細は、2024年10月1日付ニュースリリース「手形・小切手の発行終了と全面的な電子化に向けた取り組みについて」をご参照ください。

記

1. キャンペーン概要

対象期間	2025年5月7日（水）～2025年9月30日（火）
対象物件	・2023年3月以降に当行で1冊1万円（税抜）で購入された「手形帳」「小切手帳」に綴られている未使用用紙 ・当行で1冊5千円（税抜）で購入された「為替手形帳」に綴られている未使用用紙 ※「ばら売り用紙」は対象となりません。
買戻金額	未使用用紙1枚につき220円
申込条件	JWEBOFFICE（法人インターネットバンキングサービス）または常陽銀行 EB サービスをご契約のお客さま
申込方法	「未使用の手形用紙・小切手用紙返却届出書」および未使用の用紙が綴られている「手形帳」「小切手帳」をお取引店窓口にご提出ください。
その他	当行でご提出内容を確認したうえで、後日、所定の金額をお振込みいたします。ご提出いただいた物件によっては、買戻しができないケースもございますので、あらかじめご了承ください。



常陽銀行

MEBUKI
めぶきフィナンシャルグループ

常陽銀行

〒310-0021 茨城県水戸市南町2-5-5

Tel. 029-231-2151(代表) www.joyobank.co.jp

2. 「手形・小切手電子化宣言」ロゴマークデータのご提供

本キャンペーンをご利用いただいたお客さまで、ご希望の方には、決済のデジタル化を記念して、当行オリジナルの「手形・小切手電子化宣言」のロゴマークデータを提供いたします。

本ロゴマークをお客さまのホームページ等に掲載いただくことで、皆さまとともに、地域社会のデジタル化を促進していきます。



地域社会での手形・小切手から電子決済への切り替えは、1社の取り組みだけでは実現できません。

電子決済が地域全体に浸透し広まるように、さまざまな組織が「電子化宣言」を行うことで、地域全体の相乗効果を高めていきます。

以 上

法人決済デジタル化

手形帳・小切手帳
買戻しキャンペーン期間
限定

政府は紙の手形・小切手の全面的な電子化の方針を示しており、
常陽銀行においても**2025年12月末日**をもって、**紙の手形・小切手の発行を終了**します。
そこで、常陽銀行では、手形・小切手の電子化移行に伴い、お客さまが未使用のまま在庫として保有されている手形帳・小切手帳を買戻しいたします。是非この機会にお取引店窓口にお申し付けください。

キャンペーン概要

対象期間	2025年5月7日(水)～2025年9月30日(火)
対象物件	<ul style="list-style-type: none"> ・2023年3月以降に当行で1冊1万円(税抜)で購入された「手形帳」「小切手帳」に綴られている未使用用紙 ・当行で1冊5千円(税抜)で購入された「為替手形帳」に綴られている未使用用紙 (注)本キャンペーンでは「ばら売り用紙」は対象外となります。
買戻金額	1枚220円(税込み)で買戻し (例) 220円×30枚(残数)=6,600円
申込条件	JWEBOFFICE(法人インターネットバンキングサービス)または常陽銀行EBサービスをご契約のお客さま
申込方法	「未使用の手形用紙・小切手用紙 返却届出書」および未使用用紙が綴られている「手形帳」「小切手帳」をお取引店窓口にご提出ください。
特典	<p>本キャンペーンを利用され、ご希望いただきましたお客さまには「手形・小切手電子化宣言」ロゴマークデータをご提供します。 「返却届出書」にメールアドレスをご記入ください。</p> 

ご注意点

- 手形・小切手帳を購入された時期がご不明の場合には、お取引店にお問い合わせください。
- 一部買戻し致しかねる物件がございます。あらかじめご了承ください。
- 買戻しされたお客さまでも、電子決済取引の移行期間中に万が一手形・小切手の利用が発生する場合は、店頭にて1枚単位(ばら売り)での購入が可能です。
- 手形帳・小切手帳の買戻金は「カイモドシキン」の表記で、お申込月の翌月末を目安にご入金いたします。
- 9月30日(火)をもって受付を終了いたします。お早めにお申し出ください。
- 未使用の手形・小切手用紙の買取にあたりましては、お客さまの商品等の売上ではございませんが、課税事業者様である場合は、経理処理におきまして、消費税分を含む課税売上高として計上いただく必要があります。詳細なお取扱いはお客さまの顧問税理士様等にご確認ください。

ご不明点がございましたら、お気軽に最寄りの営業店へお問い合わせください。